

**鳥取県告示第371号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり郡家土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので同条第17項の規定により告示する。

平成24年 5月22日

鳥取県八頭総合事務所長 山 口 秀 樹

就任した役員の氏名及び住所

理 事 安 部 公 吉 八頭郡八頭町市場169

平成24年 3月18日就任 任期 平成27年 4月27日まで